

1. 訴訟記録

内容	法令	閲覧・謄写		
		当事者	利害関係者	一般
<p>➤ 訴訟記録一般</p> <p>● 一定の配慮が求められる訴訟記録について 例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票や戸籍など訴訟関係者の個人情報に関わる添付書類 ・訴訟当事者の住所が記載されている送達関係書類 ・非公開を前提とする弁論準備手続のやり取りを記載した調書など 	民訴法 9 1 条 I・III	○	○	閲覧のみ
<p>➤ 公開が禁止された法廷でなされた手続に関する訴訟記録</p>	民訴法 9 1 条 II	○	○	—
<p>➤ 閲覧制限申立て・決定がなされた訴訟記録の決定対象部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①私生活に関する重大な秘密、②営業秘密を理由に訴訟当事者から当事者以外の者の閲覧を禁止する申立てがなされ、それを裁判所が認めた場合の文書の該当部分 	民訴法 9 2 条	○	—	—

2. 裁判所の内部文書について

内容	法令
<p>➤ 訴訟当事者に見せることが予定されていない内部文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官が事件の見通し等をまとめたメモ ・言渡し期日前の判決書のドラフトなど 	裁判所法 7 5 条 (裁判官同士の評議の秘密を規定)